

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 24 年 6 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市水道事業管理規程第 1 号

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年瀬戸市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第 4 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第 4 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し<u>又は外国人登録証明書の写し</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p>

<p>前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による前条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>第6条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>から &lt;省略&gt;</p> <p>(指定等の周知)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市広報紙に掲載し、一般に周知させなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>第6条又は第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>から &lt;省略&gt;</p> <p>(指定等の周知)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市広報紙に掲載し、一般に周知させなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
---	--

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。